

令和6年第8回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和6年8月30日(金) 午後 2時00分 開会 午後 2時30分 閉会		
開催場所	瑞浪市役所 4階 全員協議会室		
議長	大山 理晴 会長		
出席委員 (21名)	委員	小 栗 智 幸	安 藤 良 一
		渡 邊 美 孝	大 山 理 晴
		勝 股 増 夫	鈴 木 録 郎
		奥 村 正 子	足 立 正 之
		土 屋 敏 子	成 瀬 良 美
		加 納 富 雄	遠 山 英 俊
		水 野 安 喜	
	農地利用 最適化推 進委員 (欠員1 名)	小 倉 清 弘	勝 股 重 雄
		三 輪 徳 夫	板 橋 仁 晃
		有 我 俊 春	渡 邊 俊 美
		小 川 伸 二	岩 嶋 貞 夫
欠席委員 (1名)		安 田 清 和	
事務局	局長補佐 有 賀 大 輔 主査 日比野 有 真 主事 堀 千 佳		
付議事項			
議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について			
議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について			
議第3号 瑞浪農業振興地域整備計画の変更について			
※付議の内容については別添のとおり			

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和6年第8回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。  
瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員13名、推進委員8名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、岩嶋貞夫委員と渡邊俊美の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

成瀬良美委員、説明をお願いします。

成瀬委員

去る8月21日に、小倉清弘委員、奥村正子委員、有賀事務局長補佐、日比野主査、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては2件であります。

内容といたしましては、畑が2筆で、合計面積539㎡であります。詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の4ページから6ページになります。

では5ページをご覧ください。

3条—21

(議案書の内容を説明)

譲受人が自宅付近の農地を取得して、農業の拡大を図るものです。

次に6ページをご覧ください。

3条—22

(議案書の内容を説明)

譲受人が自宅付近の農地を取得して、農業の拡大を図るものです。

以上、議第1号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします  
議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議題といたします。

成瀬良美委員、説明をお願いします。

成瀬委員

農地法第5条の規定による許可申請につきましては6件であります。  
内容といたしましては、田が6筆、畑が6筆、その他1筆で、合計面積7,887.91㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。議案の説明に先立ちまして、資料の差し替えについてご案内いたします。資料17ページの土地利用計画図及び資料19ページの土地利用計画図は、申請者より最新版の土地利用計画図が届いております。お手元に配布しました土地利用計画図にそれぞれ差し替えていただきますようお願いいたします。

議案集の5ページと、7ページから19ページになります。

10ページ、11ページをご覧ください。

5条-50

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で近隣商業地域に指定されている第3種農地で、周辺の状況は、田、宅地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

12ページ、13ページをご覧ください。

5条-51

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種中高層住居専用地域に指定されている第3種農地で、周辺の状況は、宅地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

12ページ、14ページをご覧ください。

5条-52

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種中高層住居専用地域に指定されている第3種農地で、周辺の状況は、宅地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

5ページ、15ページをご覧ください。

5条-53

(議案書の内容を説明)

申請地は、第2種農地で、周辺の状況は、雑種地、公衆用道路、水路、田に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

16ページ、17ページをご覧ください。

5条-54

(議案書の内容を説明)

申請地は、第2種農地で、周辺の状況は、公衆用道路、水路、雑種地、田に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

18ページ、19ページをご覧ください。

5条-55

(議案書の内容を説明)

申請地は、第2種農地で、周辺の状況は、水路、山林、畑に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第2号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。  
議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

委 員 (質問・意見無し)

議 長 全員賛成ですので、議第2号については、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

次に、議第3号「瑞浪農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

農林課より、説明をお願いします。

堀主事 それでは、議第3号「瑞浪農業振興地域整備計画の変更について」農林課農業政策係よりご説明させていただきます。

20ページから43ページをご覧ください。

申請につきましては、2件ありました。

(議案書の内容を説明)

各申請における申請地以外の代替地では、転用目的を果たすことが困難であると考えられ、農振農用地の除外に問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお祈りいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第3号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見なし)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第3号「瑞浪農業振興地域整備計画の変更について」、協議内容に異議のない委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第3号は、協議内容に異議のないものとし、瑞浪市長に報告することに決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員